

日本統治期台湾の公学校における家事教科書と国定教科書の比較 —衣服教材に着目して—

滝澤 佳奈枝*

A comparative study of Housework Textbooks for *Kogakko* in Taiwan and the National Textbooks in Japan in the Japan Colonial Period: Focusing on the clothes teaching materials

TAKIZAWA Kanae

摘要

本論文は以て〈服飾〉を重点、比較《公学校家事書》與《高等小學校家事教科書》の差異。檢視課程名稱、内容插图、確認台湾特有的教材、來瞭解公學校的〈家事教育〉。考察得知：兩者教材大同小異。亦即、台湾獨有的教材是使用本島服。考量當時台湾女子就學率、公學校家事科教育是女子進入家庭前可以修習理論性知識的最終場所。因此可說、成為主婦後的家事知識應用、讓〈改善生活・改進家庭〉的意識滲入台湾家庭、能達成〈日本化〉的目標。

Keywords : the Japan Colonial Period, *Kogakko*, Housework Textbooks, the clothes teaching materials, traditional clothes of Taiwanese

はじめに

日本統治期台湾の公学校において、家事科が教育課程に登場したのは1912（大正元）年11月28日に発布された公学校規則改正（府令第40号）によってである。家事科と同様に女子のみに課せられた科目である裁縫科は、家事科に先立ち1904（明治37）年3月11日に発布された台湾公学校規則改正（府令第24号）により教育課程に取り入れられている。裁縫科は、人が基礎的な日常生活を送るために必要な衣食住のうちの特に衣生活に関わりが深いのに対し、家事科の教育内容は衣食住のすべてに関わるものであり、広範囲にわたる内容を含んでいることから、理科をはじめとし国語、修身、算術、図画、そして裁縫などの関係性も多く見られる。

これまで行われてきた公学校の教科書を扱った先行研究の多くは、国語に関するものが主をなしており、男女別学の科目であった家事並びに裁縫に関する研究は他教科に比べて明らかにされていない部分が多いといえる¹。公学校の家事科の教科書を扱ったものは管見の限り見当たらず、僅かに家政教育に関する先行研究もあるが、いずれも中等教育に関するものである²。本稿では、1937（昭和12）年に台湾総督府から発行された『公学校家事書』第五学年用及び第六学年用と1933（昭和8）年から1936（昭和11）年にかけて文部省から発行された『高等小學校家事教科書』第一学年児童用、第二学年児童用（以下、特筆しない限り「児童」略記）の内容を衣服教材に着目しながら比較考察を行い、課のタイトルの異同、近似する内容、台湾独自の教材の有無を確認し、台湾の家事教科書で衣服が教材としてどのように扱われたのかその一端を明らかにしようとするものである³。はじめに、公学校並びに尋常小學校（以下、小學校と略記）における家事科の全体像について把握した後、衣服教材に着目しながら具体的な教科書の分析に入っていくこととする。

台湾社会では、1930年代半ば以降、校内での本島服の着用を禁止する公学校も現れ、また裁縫科の授業で台湾

キーワード：日本統治期台湾、公学校、家事教科書、衣服教材、本島服

*平成26年度生 人間発達科学専攻

裁縫（以下、台裁）が行われていることに対する批判も行われるようになる⁴。筆者が進めてきた裁縫科に関する考察により、1936年に台湾総督府から発行された『公学校裁縫手芸教授書』第五学年用並びに第六学年用では、和裁と洋裁に加えて台裁が教えられており、「本島服」（以下「」省略）の製作がおこなわれていることが明らかになった⁵。衣服教材に着目する理由は、日本統治期にありながら公学校の裁縫科において、なぜ本島服が教材として扱われていたのかという問題意識に基づく。裁縫科同様に衣生活とも関わりの深い家事科において、衣服が教材としてどのように扱われていたのかを家事教科書を通して検討することは意義あることだと考える。

1. 公学校及び小学校の教育課程における家事科の登場

(1) 公学校の場合

1898（明治31）年7月28日に台湾公学校令（勅令第178号）が公布され、同年10月1日より施行された。公学校令公布以前の台湾人に対する教育機関としては、国語伝習所が設けられていたが、1898年に廃止され公学校へと引き継がれることになった⁶。当時の台湾人女性の生活空間は、私的空間である家庭内が主であり、公的空間である学校へ通うことは極めて稀なことであった。その背景には、「男女七歳不同席」という考え方や、女子に学問は不要であるといった考え方があったことがうかがえる。台湾人女子児童の就学率が振るわないため、最初に公布された台湾公学校令には女子児童に関する規程は見られず、裁縫科については、台湾総督府国語学校第三附属学校規定に準拠するというものであった（府令第84号）⁷。公学校の教育課程に裁縫科が正式に設けられることになったのは、1904年3月11日に公布された台湾公学校規則改正（府令第24号）によってである。第三学年から週27時間の内3時間が裁縫にあてられており、第四学年からは週28時間の内週3時間があてられることになった。

一方の家事科は、1912年11月28日に公布された公学校規則改正（府令第40号）により従来の裁縫科が裁縫及家事科に改められたことに端を発する。裁縫及家事科については、その第二十八条に示された。1922年4月1日には台湾公立公学校規則（府令第65号）が公布され、その第三十四条に「裁縫及家事ハ女子ニ必須ナル普通ノ技芸近易ナル家事上ノ知識ヲ得シメ兼テ勤儉、整頓、清潔、利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」ることが示され、家事の教育内容については、「家事ハ衣食住、看護、飼養等ニ付簡易適切ナル事項ヲ授ケ且ツ実習ヲ課スヘシ」とされた。そして、「裁縫及家事ヲ授クルニハ質素節約ヲ旨トシ其ノ材料ハ成ルヘク日常所用ノモノニ取り用具ノ使用法、材料ノ品類、性質、価格等ヲ教示スヘシ」とされた。修業年限6年の公学校では第四学年から裁縫が始まり（週29時間の内2時間）、第五学年と第六学年では週31時間の内5時間が裁縫と家事にあてられることになった⁸。また、同年2月6日に公布された改正台湾教育令（勅令第20号）により公学校に高等科が設けられることになったことを受け、第三十四条の第三項及び第五項には高等科に関する教育内容が示された⁹。高等科では、第一学年、第二学年とも週29時間の内5時間が裁縫及家事に配当されている¹⁰。以降、1941年に国民学校令が公布されるまで、この第三十四条に示された規定内容に従って家事科の教育内容は展開されていくことになる。法規の上では「裁縫及家事」として一つの条文に示されているが、実際は、裁縫と家事がそれぞれ別々に教えられていた。

(2) 日本の小学校の場合

日本の小学校で家事が独立した選択科目として登場するのは、1919（大正8）年3月28日に公布され同年4月1日に施行された小学校令施行規則中改正（文部省令第6号）によってであった。その第十五条に「家事ハ家事ニ関スル普通ノ知識ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」と示され、教育内容については「家事ハ衣食住、看病、育児其ノ他一家ノ経済等ニ関スル事項ノ大要ヲ授ヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ連絡ニ注意シ又実習ニ重キヲ置キ土地ノ状況ニ適切ナラシメンコトヲ務ヘシ」とされた。その後、1926（大正15）年4月23日に公布された小学校令施行規則中改正（文部省令第18号）により必修科目として高等小学校の教育課程表に登場することになる。修業年限3年の高等小学校では、週30時間の内第一学年と第二学年では裁縫とあわせて4時間が配当され、第三学年では週31時間の内5時間が裁縫とともに配当されることになった。裁縫の配当時間と学年は、幾度か改変されるが、1919年からは第四学年以上で教えられるようになり、第四学年では週27時間の内2時間、第五学年及び第六学年では週30時間の内3時間が配当されていた¹¹。教科書については、1916年に『尋常小学裁縫教授書』並びに『高等小学裁縫教授書』が文部省著作として発行されている。

家事科については、1914（大正3）年に『高等小学理科家事教科書』第一学年用が発行され、翌年には第二学年用が発行された。そして1917（大正6）年に第三学年用が発行された。この教科書は、1933（昭和8）年4月14日に『高等小学家事教科書』第一学年が発行されるまで使用されていた。翌年には第二学年が発行され、1936（昭和11）年に第三学年が発行された。日本で発行された教科書は、いずれも高等小学校用のものであった¹²。

(3) 台湾の小学校の場合

台湾に設けられた小学校は、1897（明治31）年に台北に設けられた台湾総督府国語学校第四附属学校に端を発する¹³。この時の教育課程では第三学年及び第四学年では週30時間の内3時間が、第五学年及び第六学年では週30時間の内4時間が裁縫科にあてられており、その内容には衣服の保存や洗濯法等といった家事科の内容も含まれていた。修業年限2年の補習科では裁縫（週28時間のうち12時間）とは別に家事が設けられており3時間が配当されていた¹⁴。その後、1902（明治35）年に公布された台湾小学校官制（府令第152号）を受けて同年4月1日に台湾小学校規則（府令第24号）が発布され、日本の小学校令及び施行規則に準拠する事により、科目・修業年限・教育程度等が日本と同様のものとなった。従来、小学校は日本人の児童が教育を受ける場とされてきたが、1922年の改正台湾教育令により、国語（日本語）を常用するか否かにより台湾にいる学齢児童の進学先が小学校か公学校に分かれることになり、国語を常用している児童が受ける教育は小学校令に依ることが第二条に示された。しかし、全てを小学校令に依拠したわけではなく、台湾の事情に照らし合わせた台湾公立小学校規則（府令第64号）が公布された¹⁵。裁縫については第二十七条に示されたが、家事に関する内容は含まれていない。高等小学校では家事科が別に設けられるわけではなかったが、裁縫科の教育内容の中に材料の品類や性質そして衣類の保存並びに洗濯といった家事に関する内容が含まれていた¹⁶。1933年12月10日に台湾公立小学校規則中改正（府令141号）が発布され、修業年限2年並びに3年の高等小学校では週30時間の内、裁縫と家事を合わせた4時間が配当されているが、教育課程では家事科は裁縫科とは別に設けられており、その内容は、衣食住、看病、育児、一般経済の大要と多岐にわたるものになっていた¹⁷。台湾の小学校で行われていた家事教育や使用されていた教科書については現段階では不明瞭な点が多いため今後更なる考察を要する¹⁸。

2. 『公学校家事書』と『高等小学家事教科書』の比較

(1) 課のタイトルの異同

【表1】は『公学校家事書』第五学年用、第六学年用の各課のタイトルの一覧を示したものである。課のタイトルの異動を把握するため、参考までに『公学校高等科家事書』第一学年用及び第二学年用についても併記した。【表2】は『高等小学家事教科書』第一学年用及び第二学年用の各課のタイトルの一覧を示したものである。【表1】と【表2】から、『高等小学家事教科書』の課のタイトル（近似する課のタイトル及び一部に同じタイトルを含む）の異同を確認することができ、その多くが『公学校家事書』第五学年用並びに第六学年用に見受けられる。例えば、「住居の掃除」、「たたみ（畳）・建具の手入」、「織物とその原料」、「服装」、「衣服のしみぬき」、「食器とふきん」、「台所道具」、「燃料」、「ドーナツ」、「いなりずし」、「伝染病」、「災害に対する心得」等である。また、台湾の教科書のみに見られる課のタイトルとしては、「引っ越しの心得」（第五学年用）、「社会・国家に対する務め」（第六学年用）等があげられる。【表1】から、全体の傾向として、第五学年用では衣服に関わる教材が比較的多く、第六学年用では、衣服に関する事項よりも食物・住居・看病・保育といった内容へと広がりを見せていることが見て取れる。佐々木亨は、文部省著作の家庭科教科書について次の様に記している¹⁹。

元来、教科書の記述とその歴史的変遷は、それぞれの教科の教育理念と実態を探索するうえでの第一級の資料である。家庭科の教科書は、こうした教育史上の意義にとどまらず、生活史、女性史研究に豊富な資料を提供していることも見逃せない。家庭科の教科書には、それぞれの時期の人々、とくに女性の実生活のありようが、その細部に至るまで映しだされているからである。また、文部省著作の家庭科教科書の記述は、時の権力が求めていた女子教育の規範を具体的な姿で示している点でも興味深い。

【表1】『公学校家事書』及び『公学校高等科家事書』各課のタイトル一覧

学年	『公学校家事書』		『公学校高等科家事書』(参考)	
	第五学年用	第六学年用	第一学年用	第二学年用
発行年月日	1937(昭和12)年3月31日	1937年11月20日	1938(昭和13)年3月31日	1938年3月31日※
第1課	女子のつとめ	食物の成分	衣服	神まつり
第2課	住居の掃除	割烹の心得	衣服の手入(一)	家庭の朝夕
第3課	たたみ・建具の手入	飯のたき方	衣服の手入(二)	子供の弁当
第4課	家具の手入	煮豆・ぜんざい	洗濯	饗応
第5課	雑具の取扱と手入	ドーナッツ	麻白服の洗濯	家庭の娯楽
第6課	織物とその原料	野菜とその切方・酢の物	和服単衣の全洗	衣更
第7課	木綿物と人絹物の洗ひ方	いなりずし	揮発油洗	和服の解洗
第8課	絹物と毛物の洗ひ方	肉類とその揚方	衣類の染替	夏季の衛生
第9課	木綿白布のさらし方	さつま汁	住宅	病気見舞
第10課	服装	魚肉とその料理法	室内の設備	病人の食物
第11課	衣服の手入	貝類・蛤の吸物	井戸	病人の観察
第12課	衣服のしみぬき	海藻・寒天のよせもの	排水と汚物の処理	仏まつり
第13課	寝具の手入	調味料・嗜好品	食物と栄養素	月見料理
第14課	食器とふきん	食物の貯蔵法	調理	薬用上の心得
第15課	台所	献立	献立	病人の介抱
第16課	台所道具	食事の注意	素麺汁	訪問と接待
第17課	燃料	看病の心得	巻揚	子供の祝日料理
第18課	住みよい家	病人の手当	いり飯・落花生甘汁	不意の来客にすすめる食事
第19課	引越の心得	病人の食物	豆腐の味噌汁・いり肉	買物
第20課	災害に対する心得	応急手当	五目飯	年末行事
第21課	—	伝染病の心得	澄汁・茄子の鍋鳴焼	礼服と晴着
第22課	—	初生児の取扱	甘煮・胡麻あへ	乳幼児の育て方
第23課	—	小児の病気	小豆飯・豚肉の天ぶら	子供のおやつ
第24課	—	小児のしつけ方	卵焼・しんじょ汁	一日の栄養
第25課	—	家計の整理	胡瓜の一夜漬・紅焼魚	雛まつり
第26課	—	家人に対する心得	客膳料理	洋食の食べ方
第27課	—	楽しい家庭	—	和食の作法
第28課	—	交際	—	家風
第29課	—	社会・国家に対する務	—	—
総頁数	36	54	57	109
備考	教授書1937年7月5日発行	未確認	教授書1939(昭和14)年5月5日発行	教授書1940(昭和15)年3月30日発行

出典：台湾総督府『公学校家事書』第五学年用(1937年)、同『公学校家事書』第六学年用(1937年)、同『公学校高等科家事書』第一学年用(1938年)、同『公学校高等科家事書』第二学年用(1940年)より作成
 ※本稿では1940年(昭和15)年12月20日発行第二版を使用した。

【表2】『高等小学家事教科書』児童用課のタイトル一覧

学年	『高等小学家事教科書』児童用	
	第一学年	第二学年
発行年月日	1933（昭和8）4月14日	1934（昭和9）年4月9日
第1課	女子と家事	献立
第2課	掃除	献立の例と其の料理
第3課	繊維と織物	赤飯 胡麻塩 筍・切鰯の煮〆
第4課	木綿織物	絹織物
第5課	白木綿の漂白	毛織物
第6課	しみ抜	交織物
第7課	単衣の全洗	編物
第8課	木綿物の解洗	あぢの塩焼 キャベツの胡麻和
第9課	麻織物	煮込みうどん
第10課	人造絹糸織物	胡瓜の塩漬
第11課	住宅	蒸麴麩 胡瓜とトマトの酢物
第12課	井戸と水道	卵豆腐の澄汁 茄子のしぎ焼
第13課	電燈	揮発油洗
第14課	火鉢・ストーブ等	衣類の手入保存
第15課	燃料	服装
第16課	畳・建具と其の手入	お萩 キャベツのきざみ漬
第17課	什器・履物等の手入	栗飯 きのこと豆腐の葛かけ汁
第18課	料理用具	病人の看病
第19課	食器とふきん	病人の手当
第20課	食物の成分	応急手当
第21課	米と米飯	病人の食物
第22課	麦と麦飯	一家の経済
第23課	味噌汁	雑煮 鱈 照ごまめ
第24課	煮〆	煮豆 口取
第25課	澄汁	哺乳
第26課	するとん	乳児の衛生
第27課	鶏卵とゆでたまご	離乳
第28課	いりたまご	幼児の食物
第29課	煮魚	幼児の病気
第30課	焼魚	ちらし寿司 貝の潮汁
第31課	—	厚焼卵 あさつきの酢味噌和 豆煎
第32課	—	肉の調理
第33課	—	揚物
第34課	—	敬老
第35課	—	家庭生活の合理化
総頁数	66	84
備考	教師用 1935（昭和10）年11月20日発行	教師用 1935年11月20日発行

出典：文部省『高等小学家事教科書』第一学年児童用（1933）、同『高等小学家事教科書』第二学年児童用（1934年）より作成

佐々木の記述に従えば、台湾総督府により発行された家事科の教科書にも当時の台湾総督府が求めていた女子教育の規範が示されていると言えよう。台湾における教科書編纂がどのように行われて来たかを知る上で、1939年に『部報』第50号に掲載された台湾総督文教局編修課による「本島教科書編纂に就て」は大変示唆深いものである。台湾で扱われる教科書の編纂要旨については、公学校で使用される教科書はいずれも1922年に公布された改正台湾教育令第四条の「公学校ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シテ之ニ徳育ヲ施シ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ国民タルノ性格ヲ養成シ国語ヲ習得セシムルコトヲ以テ目的トス」という公学校の教育目的に合致したものを編纂することに主眼が置かれ、台湾公立公学校規則（府令第65号）第二十四条（修身）から三十四条（裁縫及家事）に示された各教科の要旨並びに教材選択排列に合致したものが編纂されていたとのことである²⁰。上記の内容は、教科書改訂を行う上での法的根拠となるものではあったが、実際の編纂方針として「一 公学校の教科書は特に国民性の涵養を重視する。」、「二、公学校の教科書は国語読本以外のものに於ても、国語学習の目的に適合せしむることを念とする。」、「三 公学校の教科書は本島特殊の事情を考慮する。」、「四 公学校の教科書は実際的実用的ならしめることを念とする。」等の全六項目が示されている²¹。法的根拠とこれらの編纂方針によって公学校の教科書編纂が行われていたことがうかがえる。

(2) 近似する記述の内容

【表3】は、近似する記述の内容を示した一例である。表中の傍線部は、特に表現が異なっている部分を示している（傍線部は筆者による）。

公学校に通う女兒が最初に家事科を学ぶのは第五学年になってからである。これから家事科を学ぶ女子児童が最初に学ぶ内容が『公学校家事書』第五学年用第一課「女子のつとめ」である。そこには、「女子がしななければならない家の中のつとめ」について記されている。『高等小学家事教科書』第一学年用第一課では、「女子が娘として、妻として、母として、引受けて為すべき家庭内の務」と表現されている部分が台湾では「女子」の一言で括られている。両課でもっとも顕著な違いが見られるのは、本文最後の部分である。「女子と家事」では、女子の務めを果たす上で家事科がいかなる教科であるかが示されているが、「女子のつとめ」では、「本島の家庭生活には、まだあらためなければならないことが、たくさんあります。それで悪いところはあらため、また内地風をも取入れて、しだいによくしていかなければなりません。」となっており、家事科がいかなる科目であるかという点については教授書の方で触れられている²²。両課とも女子児童が始めに家事科に接する際の内容ではあるが、台湾では、家事科を通して台湾人の生活や習慣を改善していくことが女子児童に最初に提示されたのである。1936年に発行された『改訂公学校各科教授法全』においても家事科を通して「生活の改善」と「家庭の改良」が目指されていたことがうかがえる²³。

第十一課「衣服の手入」では、台湾の気候風土の特色として湿度が多いため衣服に害虫がつきやすいことが記されており、衣服を保存するまでの手入の過程について比較的詳しく記されている。一方、『高等小学家事教科書』第二学年用第十四課「衣類の手入保存」では、手入の過程にも言及されているが、防虫に関する記述に主眼が置かれていることが見て取れる。防虫剤の種類も具体的に示されている。各課のタイトルが「衣服の手入」と「衣類の手入保存」という違いがあるため、課の内容の中心となる事柄に違いが見られるのは当然であるが、虫干しをするという共通項も見られる。最も異なる点は、「衣服の手入」では、手入だけではなく、衣服を作り変えることや染替などといった物資節約に関する記述が見られることである。

記述の仕方に着目すると、公学校の方が簡略で分かりやすく記されており、全体的に平仮名が多いといえる。これは、公学校か高等小学校かという学校段階の違い等によるものと考えられるが、国語科との関連性もあわせて更なる考察を要する。

【表3】 記述の内容

『公学校家事書』第五学年用	『高等小学家事科教科書』第一学年児童用
第一課 女子のつとめ	第一課 女子と家事
<p>私どもの生活に必要な衣服・食物・住居のことから、病人の看護、子供の育て方などまで、<u>女子がしなければならぬ家の中のつとめはたくさんあります。これらの仕事をりつぱにつとめるかつとめないかは、その家の幸不幸に関係があるばかりでなく、大きく考えると、一国の盛衰にもひびくわけです。本島の家庭生活には、まだあらためなければならぬことが、たくさんあります。それで悪いところはあらため、また内地風をも取入れて、しだいによくなっていかなければなりません。</u></p>	<p>衣服・食物・住居に関するいろいろの事から、<u>子女の養育、病人の看護、家計の処理等に至るまで、女子が娘とし、妻とし、母として、引受けて為すべき家庭内の務は甚だ多い。</u> 其の勤め振りのよしあしは、直ちに一家の幸不幸に関係し、ひいては一国の盛衰にも響くものである。 <u>されば、それ等の務を完全に果すには如何にするのが最もよいか、家事科は此の事について調べる学科である。</u></p>
第十課 服装	『高等小学校家事教科書』第二学年児童用
<p>一ばんに着用されてゐる衣服には、<u>和服・洋服・本島服</u>があります。これらの衣服はまた用ひ方によつて<u>平常服・訪問服・礼服</u>にわけることが出来ます。平常服は衛生によく、活動に便利であつて、<u>その上質素で丈夫なもの</u>がてきたうです。訪問服は他人に気持ちを悪くさせないくらゐな清潔さと美しさがなければなりません。礼服にはそれぞれきまりがありますから、それに従つたものを用ひればよいのです。<u>すべて衣服は身分・年齢につりあつたものでなければならぬし、またなるべく簡単・質素なものでなければなりません。むやみに流行を追ふのはよくないことです。</u> <u>衣服の附属品をはじめ、身のまはりにつける品はずいぶんたくさんありますが、これらの品もまた身分・年齢に相応し、その上衣服ともよくあふ色やがらや形のもの</u>をえらばなければなりません。</p>	第十五課 服装
	<p>今日の衣服には<u>和服があり洋服があり、</u>又用途から見れば<u>平常服・訪問服・礼服に分ける事</u>が出来る。平常服は衛生上に遺憾がなく、活動に便利であり、<u>耐久性に富み、而も廉価な</u>のがよい。訪問服は、所謂よそ行着で、他人に不快の感を起させない程度の清潔さと美しさを持ち、<u>而も身分に</u>応じたものがよい。礼服はそれぞれの規定・慣例又は申合等によつたものがよい。<u>被服費はなるべく嵩まぬやう、節約簡素を旨とすべきである。又廃物利用についても十分留意せねばならぬ。</u></p>
第十一課 衣服の手入	第十四課 衣類の手入保存
<p>衣服は手入がよければ長持ちします。<u>本島では湿気が多く、その上害虫がつきやすいから、ことに気をつけなければなりません。</u> 衣服はぬいだらすぐにはほこりをはらひ、<u>えもんぎを</u>にかけて風を通しておきます。あせのついたものは、<u>すぐに水にひたしてせんたくする方がよいのですが、せんたくの出来ないものは、あせじみたところをぬれタオルではさんであせをぬき、かわいてからアイロンを</u>かけ、正しくたたみます。<u>衣服を保存するにはなるべく一枚々枚包紙か包布に包んで防虫剤を入れ、たんすなどにしまひ、ときどき晴天の日に虫ぼしをすることが必要です。</u> <u>衣服が小さくなつたり、一部分いたんだり、または時代おくれになつたりしたときは、小さい衣服に作りなほしたり、そめかへたり、かたをかへたりすれば、有効に利用することが出来ます。</u></p>	<p>衣類は手入れ保存の如何によつて、<u>其の保に大きい差</u>が出来る。 衣類の保存上最も忌むべき事は、<u>湿気と汚と害虫と</u>である。故に湿つた物は乾かし、汚は成るべく早く之を取去り、<u>毛織物に於ては特に防虫に注意せねばならぬ。</u> 藏つてある衣類は、<u>少くとも年に一回は、湿気の少ない時期に晴天の日を選んで風通しのよい室内に</u>かけて湿気をぬき、黴の発生を防ぎ、且虫除けをするがよい。此の仕方を虫干と云つてゐる。 衣類の害虫には種類が多い。防虫剤には、<u>樟脳・ナフタリン・パラ-ヂ-クロール-ベンゾール製剤</u>などがある。衣類の容器には其の使用目的によつて色々あるが、<u>成るべく衣類をいためないものがよく、其の置き場所は乾燥した日の当らぬ所</u>がよい。 毛織物を藏ふには成るべく密閉し得る容器を用ひるがよい。</p>

出典：台湾総督府『公学校家事書』第五学年用（1937年）、文部省『高等小学家事教科書』第一学年児童用（1933年）、同『高等小学家事教科書』第二学年児童用（1934年）より作成

3. 挿絵と台湾独自教材

(1) 挿絵で描かれなかった本島服

挿絵に関しては、『公学校家事書』と『高等小学家事教科書』においていくつかの共通点が見受けられる。一つ目は、描かれている服装は和服が多いという点である。台湾では、【表3】中の第五学年用第十課「服装」に「一ばんに着用されている衣服には、和服・洋服・本島服があります」と記されているが、実際には台湾在来の服装である本島服は描かれていない。二つ目は、掃除や洗濯をしている女性や女兒は和服もしくは洋服の上に割烹前掛を着用している点である。ワンピース姿の女兒が描かれていることもあるが、成人女性は和服を着用した挿絵が用いられている。三つ目は、洋服の挿絵には男性用のものが描かれているという点である。挿絵には男性は登場しない。公学校で使用されていた国語読本では、男女や大人子どもの区別なく描かれているが、家事科の教科書において男性が描かれているのは、第六学年用第二十課「応急手当」のみである。日本では『高等小学家事教科書』第三学年用第四十一課「繙帯法」に包帯を巻いた腕の挿絵があるが、男女どちらかは判別することが難しい。このように男性が挿絵として描かれることが少ないのは、家事科の教科書の特色であると言えよう。

また、第一節のタイトルの異同と挿絵の関係について見てみると、同一のタイトル若しくは近似する内容の課では、国定教科書と同様の挿絵が台湾の家事教科書でも使用されていることが明らかになった。その一例を挙げると【表4】の通りである。表中の括弧内の数字は学年と課を示している（詳細は【表1】及び【表2】参照）。これらの挿絵から描かれた女性の多くが割烹前掛を着用している事が見て取れる。割烹前掛の着用については、『公学校家事書』第六学年用第二課「割烹の心得」に「服装は働くのに都合のよいやうに割烹前掛などをつけ、仕事をするには万事清潔に注意しなければなりません。」とある。しかし、【表4】からも分かるように割烹前掛の着用は割烹に限ったことではなく、洗濯や掃除を行う際にも描かれている。割烹前掛については、1913（大正2）年に台湾教育会より発行された『公学校裁縫及家事科教授要目』に示された裁縫科で製作する主要な衣類の一覧表の中に既に示されている。台湾在来の本島服が多数を占める中、「小児用前掛、割烹衣等ハ從來無カリシモノナレドモ実用上必要ナルモノナレバナルベク製作使用スルヤウ奨励勸誘スルヲ可トス」とされていたことから、小児前掛や割烹前掛はいち早く台湾の裁縫教育や家事教育に取り入れた衣服の一つであったと言えよう²⁴。ここに示した挿絵の他に共通して見られた挿絵には、害虫の種類、調理に関わる計量道具、織物の種類等があげられる。一方、『公学校家事書』のみに見られたものとして、和服と洋服の畳み方の挿絵があげられる。これらの挿絵は第十一課「衣服の手入」に見られるものであるが、教授書には、和服と洋服の手入の仕方や畳み方及び保存の仕方に加えて、本島服の畳み方や保存の仕方についても言及されている²⁵。本島服に関する言及は、『公学校高等科家事書』では殆んどみられなくなり、和服と洋服の記述が中心となってくる。このことは、公学校と公学校高等科で扱われる衣服教材の違いを端的に示す事例の一つであると言える。公学校高等科の家事教科書については、稿を改めることとする。

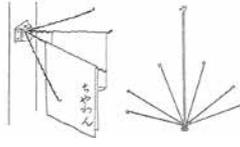
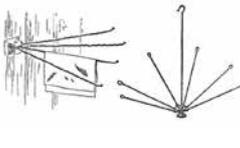
本島服の挿絵については、1937年に発行された第四期公学校国語読本からは見られなくなる。編纂要旨には「挿絵で本島人の服装は和服又は洋服とし在来の台湾服は避けてある。これは挿絵を通じて習俗の改良或は内地人風の気持ちに同化させるといふ意味である。」と説明されている²⁶。先に触れた「本島教科書編纂に就て」に示された編纂方針第三項でも挿絵について、「公学校の教科書は本島特殊の事情を考慮する。これは児童の環境に対する注意であつて自然界、風俗習慣などの特異なる点を考慮し、これに順応させ、或いは反対に覚醒改善させるやうに指導することである。……、風俗習慣の如きはなるべく速かに皇民化させなければならぬものであるから、理解や興味といふ点にのみ拘泥すべきではない。これらは記事に於ても、挿絵に於ても出来る限り内地風を採用することが大切である。」と説明されている²⁷。

皇民化政策は、1936年に後期武官総督として第17代台湾総督になった小林躋造の台湾統治政策の一つであった²⁸。皇民化政策は、様々な形で行われ学校教育を通しても行われており、教科書に描かれた挿絵もそれを後押しする手段の一つであったと考えられる。

(2) 台湾独自教材としての本島服

台湾独自の教材として一番に指摘できるのは、教材として本島服が取り扱われていることである。本島服は、

【表4】 課のタイトルと挿絵の比較

『公学校家事書』				
	たたみ・建具の手入 (5-3)	木綿物と人絹物洗ひ方 (5-7)	食器とふきん (5-14)	初生児の取扱 (6-22)
『高等小学家事教科書』				
	畳・建具と其の手入 (1-16)	木綿織物 (1-4)	食器とふきん (1-19)	乳児の衛生 (2-26)

出典：台湾総督府『公学校家事書』第五学年用（1937年）、同『公学校家事書』第六学年用（1937年）（以上、玉川大学教育博物館所蔵）、文部省『高等小学家事書』第一学年児童用（1933年）、同『高等小学家事教科書』第二学年児童用（1934年）（以上、佐々木亨監修『文部省著作家庭科教科書』第7巻、大空社、1992年）より作成

台湾在来の衣服であるため、国定教科書では見られない。先にも述べた通り、本島服は挿絵には描かれていないが、家事科で行われる衣服に関する実習の際には、児童が用意するものとして本島服があげられている（第十一課「衣服の手入」）。一方で、教師が用意するものとしては、洋服刷毛や衣服の害虫標本又は掛図、防虫剤の標本、各種衣紋竿、そして和洋服一通りの標本があげられている。第十一課で示された教授上の注意では、「一、衣服の手入法は、本島服については在来の手入法について改善を要する点を考察させ、和洋服については成るべく実習させたい。」「三、衣類の整理法については手入法など児童の実際について問答し、合理的方法を考察させて改善助長すべき点を明らかにしたい。」とある。家事科の教授については、「实际的で実用的であることを生命とする。その地方の教材につき児童家庭の实情に即し費用価格等をも教示しなければならない。」とされている²⁹。公学校では、児童を取り巻く生活環境や家庭生活を重視した実践や家事科の教材選択が行われており、同様の事柄が1930年代の裁縫科でも行われていた³⁰。

おわりに

台湾総督府から発行された『公学校家事書』と国定教科書『高等小学家事教科書』の比較を衣服教材に着目しながら考察を行った。その結果、『公学校家事書』には国定教科書と近似する内容や挿絵が含まれていること、そして、台湾独自の衣服教材として本島服が扱われていたことが明らかになった。衣服教材では、教科書の記述や教材として本島服が用いられているが、挿絵では本島服が描かれることはなかった。この点は、『公学校裁縫手芸教授書』の台裁で本島服が描かれていた点とは大きく異なる。記述の仕方については、公学校の方が簡略で分かりやすい国語（日本語）で書かれており、全体的に平仮名が多い点が特徴としてあげられる。

また、1930年代に公学校や尋常小学校に通うことができた台湾人女子児童は1933年に2割を超え、1938年に3割を超える³¹。このことから、台湾人女子児童の誰もが公学校に通っていたわけではない事がうかがえる。公学校卒業後の進学先であった公学校高等科への進学率は1割前後を推移しており、高等女学校への進学率は1937年の段階で2.9%であったことから、公学校が最終学歴になる女子児童も少なくなかったといえよう³²。女子児童を通して、学校で学んだ技術や知識は台湾人家庭へと持ち込まれ、「生活の改善」と「家庭の改良」を台湾人の

家庭生活に浸透させ、植民地統治政策が及びにくい家庭の中から「日本化」に導くことが目指されていたと言えそうである。

【註】

- 1 蔡錦堂「戦時期台湾の公学校国語教科書と日本の国定教科書との比較」『植民地教育史年報』第11号、2009年、15-25頁；陳虹彰「日本統治下台湾人国語教科書と国定教科書の比較研究（その3）—第三期国語読本を中心に—」『平安女学院大学研究年報』第14号、2013年、52-50頁 等があげられる。
- 2 榎本美由紀『日本統治期台湾の家政教育』広島大学大学院文学研究科修士論文、2001年；洪郁如「帝国日本の『家政学』と台湾の植民地的近代」『接続』2007、146-151頁；宇治郷毅『石坂荘作の教育事業 日本統治期台湾における地方私学教育の精華』晃洋書房、2013年等
- 3 公学校の家事及裁縫に触れた書籍は、台北市教育会編『公学校裁縫手芸家事科教授細目』台湾子供世界社（奥付がないため詳細不明であるが凡例から1930年代初頭に出版されたものと推測される）、町田富重『公学校各科学習指導の実際』台湾子供世界社（1934年）等がある。本稿では、国定教科書との比較を行うため台湾総督府著作の『公学校家事書』第五学年用、第六学年用、『公学校家事教授書』第五学年用（第六学年用は未確認）を研究対象とする。国定教科書は、文部省著作『高等小学家事教科書』第一学年及び第二学年用の児童用及び教師用を用いる。『高等小学家事教科書』児童用及び教師用については、佐々木亨監修『文部省著作家庭科教科書』第7巻・第8巻・第9巻（大空社、1992年）に収録されているものを使用。公学校に関する教科書及び教授書については、玉川大学教育博物館所蔵のものを使用。
- 4 『枋橋公学校・板橋公学校沿革史』（奥付がないため発行年等不詳）には、「1936年11月2日 本日ヨリ全児童二校内ニテ台湾着用ヲ絶対ニ禁止ス」と記されている。；一記者「公学校女生徒の裁縫問題」『台湾婦人界』、1937年20-22頁
- 5 滝澤佳奈枝「植民地台湾の公学校における裁縫教育—木下竹次の裁縫学習法を手がかりとして—」『日本植民地・占領地教科書と「新教育に関する総合的研究～学校教育と社会教育から」』、研究代表者 北海道大学大学院教育学研究院 西尾達雄、平成22年度～平成24年度科学研究費補助金基盤研究（B）課題番号22330307、2013年、167-181頁；日本統治期は、台湾のことを本島と称し、台湾人は本島人と称されていた。彼らが着用していた台湾在来の衣服は本島服と呼ばれていた。文献や資料によっては台湾服と称されることもあるが、本稿では本島服で統一した。
- 6 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』台湾教育会 1939年（復刻 台北：南天書局 1995年）、168-169頁
- 7 前掲『台湾教育沿革誌』248頁
- 8 同前『台湾教育沿革誌』379-381頁
- 9 同前『台湾教育沿革誌』368-369頁
- 10 同前『台湾教育沿革誌』384-385頁
- 11 米田俊彦『近代日本教育関係法令体系』巷の人、2009年、190-304頁；横山悦生「文部省著作家庭科教科書について」佐々木亨監修『文部省著作家庭科教科書 別巻』大空社、1993年、1-12頁
- 12 同前 横山悦生「文部省著作家庭科教科書について」27-36頁
- 13 前掲『台湾教育沿革誌』410-411頁
- 14 同前『台湾教育沿革誌』416-420頁
- 15 吉野秀公『台湾教育史』1927年（復刻 台北：南天書局1997年）491-494頁
- 16 台湾総督府『府報』号外 1922年4月1日
- 17 台湾総督府『府報』第1977号 1933年12月10日
- 18 前掲『台湾教育沿革誌』437-446頁
- 19 佐々木亨「刊行にあたって」前掲『文部省著作家庭科教科書 別巻』、2頁
- 20 文教局編修課「本島の教科書編纂に就て」『部報』第50号 台湾総督府臨時情報部、1939年、2-8頁；『台湾教育沿革誌』112-113頁、358頁、363-369頁
- 21 同前 文教局編修課「本島の教科書編纂に就て」6-7頁
- 22 台湾総督府『公学校家事教授書』第五学年用、1937年、1-2頁
- 23 山住栄一・藤本元二郎『改訂公学校各科教授法全』新高堂書店、1936年、485-486頁
- 24 台湾教育会『公学校裁縫及家事科教授要目』1913年、12頁
- 25 前掲『公学校家事教授書』第五学年用、53-54頁
- 26 加藤春城「公学校用国語読本巻一、巻二編纂要旨（上）」『台湾教育』第419号、1937年、12頁
- 27 前掲 文教局編修課「本島の教科書編纂に就て」6頁
- 28 黄昭堂『台湾総督府』鴻儒堂出版、2003年、160-169頁
- 29 前掲『改訂公学校各科教授書全』、485頁

- 30 前掲 滝澤佳奈枝、2013年
- 31 游鑑明『日據時期台湾的女子教育』国立台湾師範大学歴史研究所専刊(20) 1988年、286頁
- 32 公学校の卒業者数は男女ともに年々増加傾向にあった。公学校高等科及び高等女学校への進学率は、公学校卒業者数を分母にして算出した。日本では、1930年代に高等小学校に通う女子児童の進学率は既に5割を超えており、高等女学校への進学率は1割半ば前後であった。進学率は、尋常小学校卒業者数を分母として算出した。(台湾総督府文教局『昭和十年度台湾総督府学事第三十四年報』1937年、『昭和十一年度台湾総督府学事第三十五年報』1938年、『昭和十二年度台湾総督府学事第三十六年報』1940年)、文部大臣官房文書課『大日本帝国文部省大五十九年報』下巻、1936年～『大日本帝国文部省第六十五年報』下巻、1943年)